中四国地域博士人材教育コンソーシアム規約

制定　令和８年８月 25 日

（目的）

第１条　中四国地域博士人材教育コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）は，中国・四国地域などに所在する国公私立大学，自治体，企業その他法人が相互に連携・協力し，トランスファラブルスキルを身に付けた博士人材の育成と多様な分野での活躍促進を行うことを目的とする。

（事業）

第２条　コンソーシアムは，その目的を達成するために，次の事業を行う。

(1)　博士人材育成に係る取組の共有及び推進に関すること。

(2)　国内・海外からの博士課程入学者確保に向けた連携施策の推進に関すること。

(3)　企業ネットワークを活用したイベントの開催に関すること。

(4)　博士人材育成に係るシンポジウムの開催に関すること。

(5)　その他前条の目的を達成するために必要なこと。

（構成員）

第３条　コンソーシアムは，代表機関及び連携機関をもって構成する。

２　コンソーシアムの代表機関は広島大学とする。

３　連携機関は，別紙のとおりとする。

４　連携機関への加入，連携機関からの脱退については，第６条に規定する運営協議会の承認を必要とする。

（会長及び副会長）

第４条　コンソーシアムに，会長及び副会長を置く。

２　会長は代表機関における総括責任者とする。

３　副会長は連携機関における総括責任者の中から会長が指名する。

第５条　会長は，コンソーシアム全体の活動を統括する。

２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代行する。

（運営協議会）

第６条　コンソーシアムに，管理・運営に関する重要な事項を審議するため，運営協議会を置く。

２　運営協議会に関し必要な事項は，別に定める。

（部会）

第 7 条　コンソーシアムに，未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業を推進する未来先導事業部会（以下「部会」という。）を置く。

2　部会に関し必要な事項は，別に定める。

（秘密保持）

第 8 条　構成員は，コンソーシアムにおいて知り得た，個人情報及び他の構成員に関して知り得た秘密について，コンソーシアムの承認を得ることなく，他へ漏洩してはならない。

（事務局）

第 9 条　コンソーシアムの会務を処理するため，広島大学に事務局を置く。

（経費等）

第 10 条　第 2 条に掲げる事業及び第 6 条に規定する運営協議会の開催経費は，開催機関の負担とする。

2　運営協議会及びコンソーシアム活動への参加経費は，各大学等の負担とする。

（雑則）

第 11 条　この規約に定めるもののほか，コンソーシアムの運営に関し必要な事項は，運営協議会が定める。

附　則

この規約は，令和 8 年 8 月 25 日から施行する。